

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

欠席議員の報告

議長（大黒孝行君） 本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出がありました議員は、
4番 土屋雄二君であります。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約について、議第13号 指定金融機関の指定について、議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定について、議第19号 平成24年度下田市一般会計予算、議第20号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第21号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第22号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第23号 平成24年度下田市国民健康保険特別会計予算、議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算、議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第26号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算、議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算、以上17件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、岸山久志君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決するべきものとして決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約について。
- 2) 議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第19号 平成24年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 5) 議第21号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 6) 議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。
- 7) 議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算。
- 8) 議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。
- 9) 議第26号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 10) 議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算。
- 11) 議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算。

2．審査の経過。

3月15日、16日、19日、21日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より石井市長、平山健康増進課長、前田税務課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、井出建設課長、藤井上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第19号 平成24年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第21号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第26号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

議長(大黒孝行君) 終わりましたか。

産業厚生常任委員長(岸山久志君) はい。

議長(大黒孝行君) 産業厚生常任委員長は自席へお戻りください。

次に、議第12号、議第16号及び議第24号については、沢登英信君から会議規則第98条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出をされております。

少数意見者の報告を求めます。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） それでは、お手元の少数意見報告書に基づき、報告をさせていただきます。

平成24年3月21日、下田市議会議長 大黒孝行様。

産業厚生常任委員 沢登英信。

賛成者 藤井六一。

少数意見報告書。

3月21日の産業厚生常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第98条第2項の規定により報告します。

記。

1. 議案番号 議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約について。
2. 意見の要旨。

本規約は、本来名称の変更など一部改正とすべきものを全部改正し、13年間の実績を引き継ごうとしていない。

具体的には（組合の名称）第1条、名称も共立下田メディカルセンター等とすべきであります。

（組合の共同処理する事務）第3条には、当然跡地利用について組合の共同処理する事務を加える必要があると思います。まさに瑕疵のある規約だと言わざるを得ないと思います。

（議会の組織）であります。第5条、組合議会の議員の定数12人で、関係市町において、それぞれ2人の選出とされておりますが、これでよいのか。負担は均等割の5%、利用割の95%という割合になっているわけでありまして。

さらに（管理者等）第9条、管理者を下田市長とし、会計管理者を南伊豆町の会計管理者でとっているわけでありまして、改正前の規約はそれぞれ南伊豆の町長の管理者と南伊豆町の会計管理者であったわけでありまして。効率化の面からいって、2つに分けることの疑問がそこに出てこようかと思っております。

一番の問題は、（経費の支弁方法）であります。第12条、組合の経費から診療報酬、介護

報酬、使用料を削除し、組合の事業により生ずる使用料と関係市町の負担金、その他の収入をもって支弁するということでは、かつて21億円からの会計がまさに2億円程度の会計になってしまうわけであり、病院会計が診療実態を把握できない不明瞭なものになってしまうわけであり、したがって、従来どおりの会計とすべきであります。

雑則第13条、この規約に定めるもののほか、この組合の運営に必要な事項は管理者が定める。これでは、管理者の裁量権をもっと明確にすべきであります。何を決定してもよろしいというような規定は外すべきであると思います。

この審議の中で、第3条にご案内のように、下田メディカルセンター附属湊クリニック、いわゆる診療所を開設するとしております。1名の医師、2名の看護師さらに1名の事務職で担当をされると言っておりますが、どういう形態でクリニックが開設されるのか回答がないんです、今になっても。1週間のうち5日やるのか、あるいは1週間のうち2日しかやらないのか。午前中しか開院できないのか。問うても返事が返ってこない。しかも、この下田メディカルセンターそのものが105床で開設をされると言われておりますが、いつから154床がオープンし、市民への医療のサービスの提供がされるのか。それさえ明確な回答がされていない。さらに、この規約がどのように審議をされたのかの記録さえ提出がされない。まさに、審議の名に値しない議会軽視の提案であると言わざるを得ないと思います。

こういう点からいいまして、不備な点を訂正していただき、再度この規約をきっちりしたものとして提案し直していただくと、こういうことが必要であると思います。

次に、議第16号の下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、少数意見の報告をさせていただきます。

産業厚生常任委員、沢登英信。

賛成者は藤井六一でございます。

少数意見報告書。

3月21日の産業厚生常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第98条第2項の規定により報告をいたします。

記。

1. 議案番号 議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
2. 意見の要旨。

第1号被保険者65歳以上の方の保険料月額2,750円を4,445円、62%もの引き上げはまさに是正されるべきものであると考えます。第1期から第4期まで5期を迎えようとしているわ

けですが、第3期が最も高く3,200円であったことから3,200円程度にとどめるべきであると思います。

また、サービスの面での標準給付金、3年間で64億2,890万円のこの見込みは過大ではないかと思います。再検討が必要と考えるものであります。

次に、議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算についてでございます。

少数意見の報告の提案者は、産業厚生常任委員の沢登英信、賛成者は藤井六一でございます。

少数意見報告書。

3月21日の産業厚生常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第98条第2項の規定により報告いたします。

記。

1. 議案番号 議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算。
2. 意見の要旨。

本予算は、62%もの保険料の引き上げのもと作成されているものであるにもかかわらず、介護給付費準備基金は4,059万円も残しております。

当期のサービスは当期の収入で充てるべきであり、4,059万円も保険料の引き下げに充てるべきものと考えます。

こういう観点から、市民の暮らしをしっかりと守っていく。たとえわずかであっても、その気持ちを、精神を予算にあらわしていくということが必要であると思います。こういう点から訂正を求め、下田市の介護保険特別会計は否決されるべき、再度提出を願うべき予算であると考えます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 少数意見者は自席へお戻りください。

産業厚生常任委員長、登壇を願います。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

議長（大黒孝行君） それでは、産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ委員長さんに質問をさせていただきます。

当局の説明の段階でも質問しました。議第16号の下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての部分について質問したいと思います。

ご承知のとおり、介護保険料は、この決定の大きなファクターとしては、一つは標準給付見込み額をどう見るかと。つまりは24年から26年までの3カ年間、全体で今回64億を見ているわけですが、この標準見込み額が妥当であるかどうかというのが1点と。それから基金残高が今回5,900円と非常に少ないわけですが、こういったことが介護保険料の決定する場合の大きなファクターになると思います。

そこで、委員長ご存じのとおり、今回の24年から26年までの3カ年間の第5期におきましては、標準給付見込み額を64億円、こう見ているわけです。64億円。過去をたどってみますと、第3期を見てみると、これは平成18年から20年ですが、標準給付額の事業計画において56億円見たわけです。しかし、その結果、この3期においては結果は47億円であったというのを説明を、報告を受けているわけです。非常に下がったわけです。第4期は事業計画で標準給付見込み額をトータルで3カ年間で55億円見たと。まだ23年度終わっておりませんけれども、おおむねこの金額は変わらないと、こういう説明もございました。

今回の5期目については、64億円にすると。つまりは9億円、この見込み額を増やすとこういうことですが、当局の説明のときに私も質問はさせていただきましたけれども、とりわけこの5期目は施設の拡充というのは、あるいは新設というものは計画にないわけです。そういう点において、施設介護よりは居宅の介護を充実するという視点は、これは政策としては妥当であると理解をしておりますが、この計画を見ますと、通所介護におきまして、この4期と5期の事業計画対比で見ますと約40%、短期入所生活介護におきましては、この事業計画の総見込み額の差を見ますと39%と、通所リハビリテーションのこの事業計画を見ますと約46%。私なりの計算だと非常に増えているのではなかろうかと。この点について、特に委員会でこの標準給付見込み額64億円について、妥当性について、どのように委員会として審議をされたのか、教えていただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 給付見込み額の64億円ですが、当局からの説明ですと四、五%の伸びは決して大きくないということでありまして、そして新たに26年度から小規模多機能型居宅介護、居宅介護のほうの充実、そして認知症の通所介護、この2つが増設されて新たな形でサービス料が必要となってきます。そして、県平均にしてみましても、下田市は現在第4期であります。施設サービスは平均以上でございますが、居宅地域密着型サービスが特に低く、さらなるサービスをしなければならないということでありまして、その

ように説明を受け、この給付額の伸びとなったという説明を受けております。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 先ほど少数意見の報告がされました。その中に標準給付見込み額は相当多目に見たのではないかとということで報告されました。もう一度確認いたします。この委員会の多数の皆さん方は、当局の64億円については妥当であると、こういう判断をされたわけですか。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 給付人数の増加、そしてそのような新たな取り組み、そして居宅におけるサービスの向上等を考えて、妥当であると判断いたしました。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） まず議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約については、どのような審査がなされたのか。また、いかなる理由をもって可決とされたのか。

議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、先ほど大川議員から質問のあった給付費見込み額を除いて、どのような審査がなされ、いかなる理由をもって可決とされたのか。

今回の値上げが、平成21年度の2億8,000万の予定、実際には2億9,000万円の基金取り崩しによる保険料の引き下げが大きな理由であります。委員長は当時たしか副委員長をなされていたと思いますが、この点について委員会ではどのように考えられたのか、どのような議論がなされたのか。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） そのことは、当時の委員会ということですか。

まず、最後の質問からお話ししますが、当時の委員会では、基金を合併の問題がありまして、それにおいて基金の残高を残す必要性がないと。その分、掛けていただいた地元住民に対して、税額の低下によって住民サービスをしようということで、そういう議論のうち、その2,750円という金額が決定されたと記憶しております。

今回において、給付額を除いての審査であります。これは介護サービスということは、最初のころはまだ市民、住民に周知されていなく、どのような形でサービスを受ければいい

のかということがはっきりわからなかった。そのため、1年間で3億円以上の基金というが残高が出て、それが基金になってきて、最近、例年ではその市民に対して周知が滞りなく回りわたり、そして被保険者も年々増加するということでありまして、そのためどうしても4,445円の税金を見込まなければならないという説明がありました。また、4期において、先ほど話したように、全国的にも下から5番目程度での金額でなってしまうと、それで今回第4期において62%と上がる、この62%がひとり歩きしているということで、現実的には4期において県平均が3,976円、国は4,160円、この5期においては県は4,710円、国は5,000円以上になるという予測のもとで、下田市においては4,445円という県平均より、また国の平均より大幅に低い金額と定められている。そのため、段階別の金額改正も当局は視野に入れて検討したということではありますが、結局最終的な3年目には4,445円よりさらなるかなり高い金額で設定しなければならないというデメリットもある。市民において毎年金額を上げてもいいものかと、そういう判断のもと、62%ではありますが4,445円という金額に定められたと、もうやむを得ないということでもあります。

それと、共立病院であります。先ほど沢登議員より発言がありましたとおりのことについて審査をいたしました。まず、どうして決まったのかということについてですが、市長を呼んで説明を受けました。この規約変更について、運営会議においてどのような協議をしたのかということではありますが、県の自治行政課の指示に従い協議を進めたそうです。それで、まず県のほうの要望では名前を具体的に入れるということでありました。それ以上のことはなかったと思います。

また、病院の経営状況についての質問がありましたが、病院の経営状況をこの規約の中では判断できないではないかという話でありましたが、協定書の中でその辺は十分にクリアされていると判断いたしましたゆえ、この規約についてはやむを得ないということで委員会の判断でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず、共立湊病院組合規約の全部を変更する規約についてであります。少数意見の要旨が出ております。少数意見でありますから多数の意見はこれと異なっているというふうに理解されるわけではありますが、まず1条の名称を共立下田メディカルセンター等にすべきであると。これは少数意見であり、多数の意見はどのようなものでありましたか。

第3条は当該跡地利用について組合の共同処理する事務を加える必要があるという問題。

多数の意見はこれに対してどのような意見でありましたか。

第5条で、組合議会の議員の定数12人で、関係市町においてそれぞれ2人の選出でよいのかというのが少数意見であります。多数の意見はどのようなものでしたか。

第9条では、管理者を下田市長として、会計管理者を南伊豆町の会計管理者でよいのかという少数意見であります。多数意見はどのようなものであったのか。

第12条では、利用料金制を採用するというようになっておりますが、これでは診療実態が把握できない、不明瞭だから従来どおりとすべきであるというのが少数意見であります。多数意見はどのようなものでありましたか。

雑則第13条は、この規約に定めるもののほか、この組合の運営に必要な事項は管理者が定める。管理者の裁量権をもっと明瞭にすべきあるというのが少数意見であります。多数意見はどのようなものでありましたか。

議長（大黒孝行君） 委員長にお願いがあります。発言は議長に許可を求めてください。じゃ進めてください。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 名前につきましては、その名前で妥当であろうということで多数の意見でございます。少数の意見は共立をつけたらどうだとか、そのような発言はございました。

それから、跡地につきましては病院の事業会計のほうで取り扱うということで、そういう説明がございました。

それから、2人については多数はこれといった意見がなかったので、多数の方々はこのままで現状でいいということで判断いたします。

管理者につきましても、現在、市長が副管理者になって、管理者プラス他の首長から1名ということで管理者2名ということですが、この市長が管理者になることであって、それにプラス1名ということでおかしくないという感じが、おかしくないであろうという判断のもと、そのように多数の方は思ったと思います。

12条のほうは何でしたっけ。診療報酬、介護報酬であります。使用料は当然跡地利用が決まった時点で使用料という形が出てくるのではないかという説明がありましたが、そして、跡地に関しては先ほど言いましたとおり、組合会計のほうでやるということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） 不規則な発言はお慎みください。

どうぞ、委員長お続けください。

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 使用料につきましては、今のところの使用料ということとは、電柱等の占用料が主であるという説明がございました。

それから、13条に関しましては、裁量権等の質疑はその時点ではなかったような気がします。その少数意見の報告書には書いておりますが。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） では、最後の質問になりますが、先ほど合併を踏まえた中で基金を残しておく必要がないのではないかとということで採用したということではありますが、私の記憶では合併当時最も介護保険特別会計が優良な状態にあったのは下田市であったというふうに記憶しております。したがって、合併が……をすれば、恐らく62%以上の保険料の値上げが必要になったのではないかと。こういうふうに考えるわけではありますが、委員会としてこのような保険料の乱高下はやむを得ないと。花電車に乗っていた65歳以上の人を、いきなりジェットコースターに乗せて大きな心臓の負担を与えたのではないかと、こういうふうに思われるのですが、どのように考えられますか。

議長（大黒孝行君） はい、どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） それにつきましては、先ほど申したとおり、第4期におきまして2,750円という大幅な引き下げであり、全国的に見ても下位で、県下で見ても一番最低の税になったということで、その形で62%という値上げ幅だけがひとり歩きしているという形で、全国的にいても、平均以下と。この5期においても県平均以下ということでもあります。ジェットコースターまではいかないと、そのように考えております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員長は自席にお戻りください。

次に、7番 沢登英信君の登壇を願います。

〔7番 沢登英信君登壇〕

議長（大黒孝行君） 次に、議第12号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） まず、共立湊病院組合規約の全部を変更する規約についてであります
が、先ほどの委員長報告では、雑則第13条については特に委員会審査の中では質疑はなかつ
たということではありますが、これは沢登議員の言葉をかりれば、質疑がほとんどないのに反
対意見に持ってくるというのは不十分なのではないか。出し直しされたほうがよろしいので
はないかと、こう考えるわけではありますが、いかがでしょう。

次に、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。意見の要旨は第
3期が最も高く3,200円であったことから3,200円程度にとどめるべきであるということであ
りますが、第4期の審査の中で保険料はたしか3,700円程度が必要であろうと。2億8,000万
円の基金を取り崩して……

議長（大黒孝行君） 質問者に対してお願いします。ただいま第12号についての少数意見者
に対する質疑やっております。また後段でお願いします。12号に限って質疑を続行してくだ
さい。

3番（伊藤英雄君） はい。第3期が、これは……

議長（大黒孝行君） すみません。次の16号、24号は後段で行いますもんで、そのときに発
言をしてください。

少数意見者の説明を求めます。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 残念ながら、委員長の報告には多くの誤りのある報告があったかと思
います。保険料でございます。税ではございません、第一。

それから、雑則の13号は、議論がされています。私自身が提案をしています。このような
形での裁量権は明確にすべきだという発言をしておりますので、誤解をなさらないようにご
答弁をしたいと思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

7番（沢登英信君） はい。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって、議第12号についての少数意見者に対する質疑を終わ
ります。

次に、議第16号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 少数意見では、保険料は3,200円程度にとどめるべきであるということですが、第4期の保険料の算定に当たって、必要な保険料額はたしか3,700円程度が必要である。しかしながら、基金が多くあるんで基金を取り崩して2,700円程度に、900円程度引き下げたらどうかということ引き下げたわけです。つまり第4期において必要な保険料は3,700円程度である。そして、実際には2億8,000万円取り崩す予定の基金は2億9,000万円取り崩しております。つまり2億9,000万円支出するお金が不足していたんです、基金がなければ。今、基金がない。この状況の中でいえば、3,700円を4,200円に上げる前に、まず3,700円は4期の段階で必要だったわけでありませう。

これから高齢社会を迎え、介護保険のサービスは充実していくわけでありませう。それに伴って、費用も多くなる。また、負担も当然増やしていかなければならぬ。3期の3,200円ながら、4期では3,700円が必要だろうと。実際には必要だったわけでありませう。2億9,000万円の基金を取り崩したということは、その保険料が必要だったことの証拠でありませう。そして、第5期の給付額については、異論もあるようではありませうが、一致しているのはいずれにしても給付額は増えるであろうということでありませう。その中で、3,200円で第5期が運営できる。考えられませう。いかなる根拠を持って、第5期の介護保険特別会計が3,200円程度で運営できるというふうにお考えなのか。

議長（大黒孝行君） はい、どうぞ。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 3年間で64億2,890万円の見込みをしているわけでありませう。これは、当局の説明ですと、それぞれのサービスを積み上げた結果、この金額になると、こういう見込みでありませう。24年度4.4だったですか。それから25年度4.7、26年度が5%以上の引き上げをしている。そういう形になるだろうと、サービスを求める方が。しかし、今までの経緯を見ていると、一本調子でこれが増大をしていくというような傾向にはないわけでありませう。先ほど大川議員の質問の中にもありましたように、3期は3年間で56億を予定しまして、47億程度だった。そして、この4期も55億、確かに2億9,000万の基金の繰り入れをしておりますが、同様に47億程度だったと、こういうことを考えますと、やはり努力目標も含めて、今までの最高額にとどめるという努力はすべきであろうと。計数的にもそういう努力ができない計数ではない。こういうぐあいに判断をしたわけでありませう。全国的には一般的に1,000円程度の全国平均ですね、引き上げが必要だと、こういうぐあいに国のほうもみなしている

ようであります。そういう点からいきまして、やはり持てるものすべての基金等も使い、国・県からの急に上がるものをとどめる制度を利用して進めていくという当局の姿勢が必要ではないかと思うわけでありまして。そういう点から3,200円を一つの目安として努力をすべきだという判断をしたわけでありまして。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 沢登議員とは思えないような数字のむちゃくちゃであります。第3期で3,200円、第4期で必要だった保険料は3,700円。実際には2億9,000万円の基金を取り崩しているんで、第4期で3,200円では不足しているんですよ、4期の段階で。実績の数値、56億円を3,200円じゃまかなえないんです。したがって、伸び率がゼロであっても3,200円じゃ不足するんですね。伸び率がゼロということは考えられません。

また、委員会審査の中で担当課から説明があったと思いますが、第1号被保険者の負担割合が20%から21%に上がっております。これだけでも保険料の値上げ要因になるわけでありまして。3,200円は余りにも無謀。全く根拠がないと言わざるを得ません。3,200円でなぜ賄えるのか。合理的な理由をお聞かせ願いたい。

議長（大黒孝行君） 少数意見者。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） まず、64億2,800万円の見直しをきっちりしていく必要があるかと思っております。そういう状態の中で見込みをすべきだと。まず、当局のこの姿勢が値上げありきと、62%もの値上げが、これはいたし方ないんだと。自らの責任を放棄するようなこの姿勢はきっちりと改めていただかなければならない。そして、実際にどこの運営上も赤字になる場合もある。赤字になっても、それは赤字を補てんする仕組みというのがあるわけです。そして、かつて1期から4期まで赤字になったことはない。やはり62%もの引き上げというのは、政策的にもそれをとどめていくということが必要であろうかと思っております。そういう点でいえば、3,200円、3,000円台の料金にしても十分に補てんができる、そういう体制になっていくという判断をしたものであります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。3回です。終わりました。

〔「まだ2回しかやっていない。3回できるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） すみません。じゃ3番。

3番（伊藤英雄君） 申しわけないですが、全く説明になっておりません。64億円が見込みが多い。それは判断としてあり得るかもしれませんが。しかしながら、その前の4期の給付額を賄えないんですね、3,200円、実質的に。4期の数字すら賄えないものを、そこから上昇する第5期は賄えるはずがありません。値下げありきということであれば、まさしくとにかく保険料上げるなありきではないか。妥当な保険料を全く検討しないで、3期の実績だから、5期に必要な保険料は一体幾らになるのか。この試算も何にもなしに、ただ3,200円だ。随分乱暴な少数意見ではありませんか。正直に申し上げれば、4,450円は必要な保険料になったんだろうと考えます。そして先ほどは、これまで赤字がなかったと言いましたけれども、大きな間違いであります。基金の運用を見てみると、5年目に3億5,000万円を足して、今ちょっと手元に資料がないんですが、記憶によれば基金の一番少なかったときで2億7,000万から8,000万まで下がっているときがあるんですね。基金を取り崩した。しかしながら、伸び率が上下している関係で、基金はまたもとへ戻りましたが、年によっては不足した年はあるんです。沢登議員がおっしゃるように、ここで赤字になれば補てんする仕組みはある。しかし、国保と違って一般会計からの繰り入れはできません。県からの借り入れで補てんするしかない。借り入れをすれば返済が発生します。その返済分も第6期では保険料の値上げをせざるを得ないわけでありまして。ここで、3,200円にしては賄えない。賄えない分を県から借り入れれば、その分を来期の値上げ分にさらにおっつけて、今度は62%どころではないかもしれない。70%以上の値上げが必要になる可能性があるわけでありまして。安易に借り入れによって介護保険を運営しようというのは、随分乱暴な話であります。

もう一つ、この議第24号の意見の要旨で、沢登議員はこう述べております。当期のサービスは当期の収入で充てるべきでありと書いてあります。であるならば、足りなくなったら借り入れして賄えばいい。この考え方と全く相反する意見を議第24号では述べているわけでありまして。

議長（大黒孝行君） 24号は次でやりましょう。

3番（伊藤英雄君） 24号については聞いておりません。この考え方と全く違う。使い分けられているわけでありまして。都合がいいときには当期のサービスは当期の収入で賄う。都合が悪くなれば、不足分は借り入れができるんだから、借り入れでやればいい。無責任であります。

そもそも今回の値上げの最大の原因は、適正な保険料を設定しないで、基金を使って無理やり保険料を引き下げたことに原因があるわけでありまして。適正な保険料を収納する必要があります。今ここで第5期の保険料は幾らが適正なのかという議論はしませんが、少なくとも

も3期の3,200円が適当であると、こういう合理的な根拠はないと考えますが、いかがですか。

議長（大黒孝行君） 少数意見者。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 今まで赤字が出たことがあると、こういう発言であります。そんな事実はない。なぜならば、その基金からの繰り入れはだれが払ったのか。1号保険者の保険料であります。3期が1つの単位になっていますから、たまたまその期に払わなかった。だれが払ったかを考えれば、それは65歳以上の方々が払った料金。それを充てているということでございますので。伊藤さんのような見解が、62%もの値上げを認めていく。こういう根拠になっているんだと私は思うわけであります。

したがって、幾らかでも値上げをしないように、13万からの年金からすべて徴収されてしまうという、このような会計の人たちの痛みをどう分かち合うかと、こういう姿勢が必要だろうと思うわけであります。そういう点からいって、すべて費用が伸びた部分は1号保険者に負担させればいいんだと、そういうことではなくて、行政としての努力をどのようにしていくか。見込みをきっちり見込むと、支出を抑えていくと、そういう姿勢が必要であろうと思います。3期が3年間で1期の単位とはいいいながら、やはり長い目で見ていく運用も必要であろうかと思うわけであります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって、議第16号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

次に、議第24号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 少数意見によれば、当期のサービスは当期の収入で充てるべきであると。先ほど3,200円の保険料が第5期については妥当だとすれば、3,200円で賄えるんでしょうか。これがまず第1点。

次に、基金残4,059万円も保険料の引き下げに充てるべきであると。つまり基金をゼロにしろという考えであります。このゼロにするという考えが、今回の62%もの値上げを生んだ原因であります。3億5,000万円の基金はなぜたまったのか。平成12年に介護保険が発生し

て、17年までの5年間、つまり保険制度ができて保険料をもらったんだけど、給付のほうのサービス体制が整っていなかった。施設も事業者も不足していた。だからたまったんです。それ以後、それを使わざるを得なかったということは、その年において不足を起こしたからである。予測はあくまでも予測であります。上回ることもあれば下回ることもあります。予測を実績が上回ったらどうするのか。基金があれば基金の取り崩しで対応できます。基金がなければどうするのか。借入れをせざるを得ません。しかしながら、介護保険特別会計で最初から不足しますよと、最初から借金しますよなんて特別会計を組めるわけがない。結果として不足した額については県も貸してくれる。しかしながら、最初から足りませんよなんて保険料設定を認められるはずがありません。また、認めていいはずはないのであります。担当課としては、あるいは議会としてもそうではありますが、保険料で足りなくなる。赤字になるようなことがあってはならないということであれば、どうしても保険料は高目に設定せざるを得ません。保険料の給付額は、基金があれば何かあっても、基金で取り崩して対応できるから、保険料の給付額は低目に見ることもできます。しかし、基金がなければやっていけないですから、それが怖くて、どうしたって給付額を多目に見るわけでありまして。4,059万円の基金をなくせば、これ以降、怖くて給付は過剰に見なきゃならん。保険料は高目に設定しなきゃならなくなるわけでありまして。介護保険特別会計の安定した運営を行うためには、ある程度の基金を持っている必要があります。基金をすべて使って引き下げると、これは全く21年のときのやり方と同じであります。結果として何が起きたのかは自明であります。いかがお考えになりますか。

議長（大黒孝行君） 少数意見者。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 基金を持てという主張ではありますが、その基金は第5期に使うものではないわけです。伊藤議員が言われるところの基金を持てというのは、3年後4年目に当たります6期のサービス料を検討するときに基金があったほうが、それは運営がしやすい。こういうことになろうかと思えます。第5期の今年度の直接の問題ではない。今年度は62%もの引き上げをし、64億円からの見込みをしている。過大の見込みだ。過大の見込みの上に、さらに4,000万円を超えるこの基金を準備しているということは、市民のこの65歳以上の人たちに対する値上げを考えますと、120円といえども引き下げていくという姿勢が必要だと私は考えるものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 大きな勘違いをなされております。64億円の給付額が妥当な見積もり額なのか、それとも過大であるか。ここは見解の分かれるところでありましょう。しかし、いずれにしても、正確な実績値を予測するのは不可能であります。64億円を上回るかもしれない。下回るかもしれない。それは神ならずにはわからないわけでありまして。しかしながら、下回ればいい。しかし、上回る可能性もあるわけです。まして、少数意見者がおっしゃるように、給付額を下に見積もれば、実績として上回るかもしれない。そのときに基金が必要になるんですよ。6期の話じゃないんです。5期に給付予想額が外れて不足したときに使う。そういうためにも基金は必要なんですよ。給付予測値はあくまで予測値であります。下回るかもしれない。しかし、それを上回る実績が出ることもあり得るんですよ。そのときにどうするのか。基金を取り崩して対応するのであります。基金は第5期において残しておく必要があるんじゃないですか。

議長（大黒孝行君） 少数意見者。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） この現状の中で、そういう考え方が62%もの引き上げをしてきていいんだという、こういう結論を出したと考えております。全く伊藤さんの見解は私にとっては受け入れられない見解である。

次に、心配だ心配だと、そうであれば、この見込みそのものは何であったのかと、そこを厳密に検討し直さなければならないと思うわけでありまして。これも心配だ、あれも心配だと。運営者の観点のみで値上げをされたら、この対象者の住民は大変な値上げをこうむらざるを得ないという結果になると思うわけでありまして。

以上です。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって、議第24号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席にお戻りください。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 4分休憩

午前 11 時 14 分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教副委員長、竹内清二君の報告を求めます。

1 番。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第13号 指定金融機関の指定について。
- 2) 議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第19号 平成24年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 6) 議第20号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計予算。
- 7) 議第22号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計予算。
- 8) 議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。
- 9) 議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。
- 10) 議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。
- 11) 議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。
- 12) 議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月15日、16日、19日、22日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、滝内企画財政課長、鈴木総務課長、前田税務課長、峯岸市民課長、原福祉事務所長、名高学校教育課長、佐藤生涯学習課長、土屋施設整備室長、大野監査委員事務局長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3 . 決定及びその理由。

1) 議第13号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第19号 平成24年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第20号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第22号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(大黒孝行君) ただいまの総務文教副委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番。

7番(沢登英信君) 議第19号への質問はよろしいでしょうか、それを含めて。

昨年(2012)の3月11日の経験を踏まえて、やはり地域防災対策を強化していかなければならないと思うわけでありまして。施政方針の中に市長もその点に触れておりますが、消防団あるいは自主防の連絡体制デジタル化等を行うということではあります。やはり何といたしましても地域防災の拠点は、消防団の詰所が地域的には拠点になるかと思うわけでありまして。ただ、そのとき津波が来たら逃げればいいんだというだけではなくて、まちを津波からどう守るか。自主防災の強化というのは、やはり進めていかなければならんと。その拠点となっている詰所等は、具体的には10年先送りされているのではないかと。具体的な計画をきっちり立てて、災害に強いまちづくりをどう進めていくのか。この点の議論がどのように委員会の中でされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(大黒孝行君) 副委員長。

[総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇]

総務文教常任副委員長(竹内清二君) はい、ありがとうございます。

本委員会で付託されました一般会計の中で、市民課の管轄でございます防災対策の事業、こちらにつきましては、本年度予算の中で0860事業、地域防災対策総務事業、あるいは0861事業、地域防災組織育成事業、また0862事業、ハザードマップ整備事業等、本年度は相当な予算組みをされているのが、先ほど沢登議員がおっしゃられた3.11の影響により、この24年度の予算編成がされているものと思われまして。

そんな中、委員会のほうでもやはり防災に関する質疑等、幾つかございました。自主防に関しましては、避難に対する各自主防からの予算組みが要望がなされている中、ほかの市町

はそれを予算計上されている中、下田市はどうかという質問がございました。それに対して、避難路の指定等は下田市は行っておらず、これらに対する整備事業の費用はつけておりませんと、回答です。しかしながら、自主防災会から裏山等の避難場所等の整備、これについて要望があった場合には、平成23年度は390万で整備を行っているんですが、これについても同じく、平成24年度210万から300万にしておるんですが、本年度予算の中での300万で行っていくと。また、要望がそれに多岐にわたる場合には、補正にて対応したいという回答がございました。

また、広域避難場所等での生活に対する取り組みということの質問もございました。これについては、食料や毛布、衣料等の準備というものをある程度行っているんですが、なかなか実情に見合ったものではないということですので、これについても各自主防と協議をしながら、長期的に見合った計画を行っていくという回答をいただきました。また、海拔表示等の避難場所についても質疑がございまして、現状96カ所ある中、これの補修と新たに36カ所を整備するという回答をいただきました。ただし、この委員会の中では避難場所にこれを設置すべきでなかろうかという意見がございましたが、今の時点では各電柱等への整備で計画していると。避難場所の設置については計画していないということでしたので、委員会からの要望ということで、避難場所への海拔表示を要望として上げさせていただきました。

また、避難地の実人数が今の人数と合っていないんじゃないかという質問もございまして、これについては、1平米1人ということで計算をしている中、今の時点で実人数とのすり合わせはまだ行っていないという計画でございました。ただし、第3次被害想定の見直し、県から行ってくる数字と見合わせて、これも今後実数とすり合わせて実施を見直すべきであろうという要望を委員会から上げさせていただきました。

委員会で協議されたのは以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） そういう意味では、一般質問の中でぜひとも災害に伴う残土やいろいろなものが出てくるわけで、それらの捨て場を環境整備の灰捨て場とあわせて、市独自に設置すべきではないかと。あるいは、浜岡原発が化学事故が起きたときの放射能から子供たちや住民を守る対策も必要ではないかと、こういう質問をさせていただきましたけれども、それらの点については審議がなかったと、こういうことでよろしいんでしょうか。

議長（大黒孝行君） 副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） 残土の処分あるいは浜岡原発につきましては、委員会のほうでの審議はございませんでした。

7番（沢登英信君） 終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって、総務文教副委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。自席にお帰りください。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議がございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約については、委員長の報告のとおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第13号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 指定金融機関の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

14番。

〔 14番 大川敏雄君登壇 〕

14番（大川敏雄君） 私は議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対をするものであります。とりわけ現在71歳でございますので、多くの高齢者の気持ちを酌んで反対をしたいと思います。

先ほども議論に出ましたけれども、今回の改定は現行の2,750円の月額を4,445円にすると、約62%大幅な値上げをすると、こういうことでございます。内容には、値上げは私はやむを得ないものと思いますが、極力値上げの幅を、金額を減らす努力が必要でないかと、基本姿勢において。それはなぜかと申し上げますと、いわゆる第1号被保険者65歳以上の今日的な状況というのは、第1点目には年金の受給者の年金の物価スライド分を減らそうと、こういうような年金の引き下げの状況がございます。

2つ目には、後期高齢者医療保険料の引き上げ、平均3.77%、2,246円を引き上げると。これも可決されております。そして、今回介護保険料を62%増やして、そして4,445円にする。さらには、これは多分推測でございますが、6月の国民保険税の本算定においては、引き上げをするというような状況が惹起されるのではないかと。そういう意味では、本年はとりわけ65歳以上の被保険者にとっては、大変厳しい状況であるわけであります。

また一方、当局の本会議におけるところの今回の保険料の大幅な値上げの理由を4点上げておりました。第1点目は、先ほど議論がございましたけれども、第4期目、21年から23年の介護保険料を2,750円と決定したと。そのことによって、3年間で2億9,000万円の積立金を取り崩さなければならなかった。こういう状況の中で、5期の編成をするときに準備金が5,900万しかない。こういうような大幅値上げの理由を第1点目、挙げております。

2点目には、第1被保険者と要介護者の増加がこの24年から26年、3カ年間、4期と比較しまして、第1号被保険者が1,214名、約5%増えると。あるいは要介護者が24年から26年、5期目には、前回の4期目と比して人員で243名、約7%増えると。こういういわゆる介護の制度を利用する対象者が増えると。こういうのが第2点目、理由を挙げていたのであります。

第3点目には、1号被保険者の負担率が従前の20%から21%に増えると。1%増えると。これが3点目の理由です。

4点目は、いわゆる介護報酬。4期目においては、国は別枠で見ていたわけでありますけ

れども、5期目は介護職員の処遇改善については、全体の中で具体的には見ていないと。こういう4点の理由から、大幅な値上げの必要性を提案されておったのであります。

私はそれなりに理解をするものであります。ただ、先ほど委員長さんにも質問をさせていただきましたが、この介護保険料の設定に当たって大きなファクターは、平成24年から3カ年間の標準給付見込み額をどう見るかと。こういう点で、大変これは難しい展望でございます。試算でございますけれども、私なりに4期目の約55億の標準給付額と、今回の5期の給付見込み額が64億と。約9億円増やしているわけでありまして。とりわけ通所介護だとか短期入所生活介護だとか、通所リハビリテーションのこういう点についての見込み額が非常に約40%ぐらい見ていると、これが多過ぎるのではないかというのが私の私見であります。

そういう中であって、少なくとも僕の予測というか推定では、年間1億円ずつぐらいは見込みを減らすことができるのではないかと。そして、仮に1億円ずつ減らすとすると、約3億になります。3億の21%、6,000万ぐらいになるわけです。6,000万ぐらいを1人当たりの介護保険料にすると、大体200円程度になります。本当のわずかな金額でございますが、高齢者の今の置かれている状況、あるいは議会としての審議の適正化等を踏まえてみますと、若干ではありますけれども、なるべく負担を軽減するという姿勢が正しいと私は思うのでありますし、また多くの高齢者の皆さん方も、大いにこの点については期待しているものと思っております。

そういう点において、私は今回の62%の引き上げは、引き上げ過ぎであると。若干でも減らす必要があるのではなかろうかという視点に立って、反対するものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

2番（小泉孝敬君） 産業厚生委員会副委員長、小泉です。

議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、昨今、全国的にも人口の減少、高齢化にかんがみ、介護の必要性、ますます重要な課題、住民に求めるサービス、全国的にもその重要性が注目されている時代になってきました。本年度、第5期の介護保険事業費の財源の内訳は、第1号被保険者の負担は、第4期の20%から21%へと変更になります。これは、かなり重要な面かと思われまして。本年度第1号被保険者に対し、月額2,750円から4,445円の62%余りの引き上げの予定ですが、確かにこの引き上げは数字上か

らすれば大きいというふうに思われますが、平成21年度、第3期から第4期のときにおいて、先ほども意見が出されておりますが、2億円から3億円近い取り崩しが行われ、そのため大幅に値下げを行いました。

当時、県下でも介護料は平均で最も安いレベルにあり、その後介護保険法が改正され、今後は従来のサービスを維持するためには、県平均レベルに値上げもやむを得ないと考えます。住民の皆様のサービスを減らしてまで、現状の保険料で満足させていただくこと自体が無理かと思われます。値上げに関し、何回かに分けてという考えもありますが、5期3年計画の中で実行すべき内容になっております。継続して毎年毎年値上げという方法よりも、私が考えるのに、市民の皆様に十分理解していただき、所得段階別保険料なども十分説明し、従来からあるサービスに加え、よりよいサービス向上のためには、本年度での1回の値上げがやむを得ないと考えます。

したがって、本条例の改正に賛成いたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 賛成多数であります。

よって、議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議がございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第19号 平成24年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 一般会計でございますが、やはり3.11の東日本の災害を目の当たりにして、きっちりした防災対策を進めていくということが、緊急の課題であると思います。ところが、それらのものが国や県のマニュアル待ち、あるいは想定待ちというような形で、現状が滞っていると、こう評価せざるを得ないと思うわけであります。そして、市民税が大変3億円から引き下がると。こういう中で、当然交付税が2億から引き上がっていいにもかかわらず、十分な歳入の見込みをきっちりとしていないと、こういう現状が一方であろうかと思えます。これらの予算があれば、十分な防災対策がさらに進められるはずであると思えます。

そして皆さん、この予算の中で黒船祭を盛大に行うんだと、結構なことだと思います。イベントには力を割いても、市民の活性化を図っていく、市経済の活性化を図っていくという

面では、次々とそのような施策が割愛をされている。プレミアム商品券の問題もそうであります。住宅リフォーム制度のこの制度も、今年度は当初予算で予算化されていないと、こういう現状になっていようかと思うわけであります。市民の安全・安心を図る。そして、いつまでも豊かにこの下田市で暮らしていくことのできる、こういう施策の点から見まして、まさに不十分な予算であると、こう考えるものであります。この予算に反対をするわけでありませ

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

2番（小泉孝敬君） 2番、小泉です。

予算に対して、賛成の立場で発言させていただきます。

昨年の3月11日の大震災以来、全国の景気は円高を伴い、特に電機業界と輸出産業中心に、タイの洪水の影響もあり大きく落ち込みました。特に、観光中心の伊豆地区は悪化が続いており、なおかつ下田市は人口減も相まって、税収面でも大変厳しい状況にあるということは十分承知しております。がしかし、前半大きなイベントであります黒船祭を中心に、我々住民一人一人が誘客に努め、何としてでも市内の活性化に弾みをつけていかなければならないと思っております。なおかつ、住民へのサービスを減らすことなく財政面の改革を進めながら、予算規模の172億6,000万、十分とは言えなくても市民生活の向上のため、環境美化のまちづくりの持続的発展する上での下田市のためには、この172億4,087万という予算の結果は、大変努力した数字だと思われませ

よって、ここに予算に対して賛成いたします。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めませ

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第19号 平成24年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第20号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第21号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第22号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

発議第1号及び発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第1号 浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書の提出について、発議第2号 東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書2件につきまして、順次説明させていただきます。なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第1号 浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）、静岡県知事に提出するものとする。

平成24年3月23日提出。

提案理由。

浜岡原子力発電所の安心、安全な政策を求め、静岡県民はもとより日本国民が安心して暮らせる環境に資するため。

浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書。

昨年3月11日の東日本大震災で、多くの尊い命が奪われた。

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質による汚染は福島県のみならず、多くの県にも大きな被害をもたらした。

また、高濃度の汚染地域が存在し、そこに暮らすことさえもできない現状がある。

今回の原子力発電所の事故は、立地地域のみならず日本全国どこでも放射線による被害の危険性があることを示している。

それは浜岡原子力発電所を県内に持つ静岡県民の私たちの姿と重なり、特に子どもの健康、食べ物、環境、生まれてくる命への不安は極めて大きいものである。

よって、国及び静岡県においては、次の事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

記。

1、浜岡原子力発電所は、東海地震の震源域に立地しており、確実な安全、安心が担保されない限り、再稼働を認めないこと。

2、浜岡原子力発電所の使用済み核燃料の万全な保管を徹底すること。

3、原子力推進政策を見直し、再生可能なエネルギーを重視した政策に転換すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第2号 東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書を別紙により、内閣総理大臣、経済産業大臣に提出するものとする。

平成24年3月23日提出。

提案理由。

東京電力の経営合理化策を求め、安易な電気料金値上げによる地域の企業活動の悪化を防ぐため。

東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書。

現在、我が国は東日本大震災からの復興に向けて国民一人一人が懸命の努力を続けている。また、歴史的な円高水準の下、企業活動を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、企業においてもコストダウンに向けた努力を果敢に進めている。こうした中、東京電力株式会社が自社の経営状況の悪化を理由に、突如として、一方的に電気料金の値上げを発表した。今回の電気料金の値上げは、これまでの政府の原子力行政の不備や同社の安全対策の瑕疵による代償を国民や企業に転嫁するものであり、安易に容認できるものではない。

福島第一原子力発電所の事故の直接的な原因は地震とそれに伴う津波ではあるが、安全対策の不備や事故後の対応などを考慮すれば人災としての側面も否定できない。料金値上げありきではなく、まずは同社自らが国民の理解を得られるような大胆な経営合理化策を示すことが先決である。国民の理解と協力を得るためにも、電気料金の値上げ等に関し、国として下記の措置を取るよう断固として求めるものである。

記。

1、東京電力株式会社に対して大胆な経営合理化策を迅速に断行するよう強く求めること。

2、国内産業の振興と雇用の確保に向けた確な対策を講じること。特に、大口需要家や夜間休日の電力利用が多い企業など電気料金の値上げの影響が特に大きい企業、並びに厳しい

経営環境にある中小企業に対して、コスト負担増につながることをないよう国として特段の配慮を行うこと。

3、電気事業に積極的に競争原理を導入し、地域独占体制とその弊害による高コスト構造を改めること。

4、今後の電力需給の見通しについて国民に対し正確かつ継続的に情報を開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日。

静岡県下田市議会。

以上、2件提出者、下田市議会議員、伊藤英雄、以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（大黒孝行君） 発議第1号及び発議第2号について、提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第1号 浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第2号 東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

発議第1号及び第2号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第1号 浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書の提出についてお諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、発議第2号 東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書の提出についてお諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。この選挙方法については、3月7日、選考委員会を設置し、指名推選にすることに

決定をしておりますので、これより選考委員長より選考結果の報告をお願いいたします。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） それでは、私、沢登が選考委員長になりましたので、報告させていただきます。

選挙結果の報告をさせていただきますが、3月13日、第1委員会室において選考委員会を開催し、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を次のとおり選考したので、ご報告申し上げます。

まず、選挙管理委員会委員4名でございます。

下田市河内742番地の12、小澤秀一さん、下田市白浜2153番地の1、佐々木静子さん、下田市須原1331番地の3、伊澤政一郎さん、下田市柿崎7番9号、寺川悦男さん。

続きまして、補充員4名でございます。

第1順位、下田市蓮台寺385番地の5、杉坂典子さん、第2順位、下田市白浜1291番地の2、島村貴美子さん、第3順位、下田市二丁目1番30号、山岸 徹さん、第4順位、下田市大賀茂802番地、石垣 博さん。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 選考委員長、自席へお帰りください。どうぞ自席へ。

お諮りをいたします。

ただいまの報告にありました選考委員会の選考どおり、下田市選挙管理委員会委員に、下田市河内742番地の12、小澤秀一さん、下田市白浜2153番地の1、佐々木静子さん、下田市須原1331番地の3、伊澤政一郎さん、下田市柿崎7番9号、寺川悦男さん、同じく補充員に、第1順位、下田市蓮台寺385番地の5、杉坂典子さん、第2順位、下田市白浜1291番地の2、島村貴美子さん、第3順位、下田市二丁目1番30号、山岸 徹さん、第4順位、下田市大賀茂802番地、石垣 博さんを指名し、それぞれ当選人とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま報告したとおり下田市選挙管理委員会委員に4名の方々、同補充員に4名の方々がそれぞれ当選をされました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付をしておりますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査を付することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で本定例会付議となりました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、皆様方に御礼とご報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、条例改正、新年度予算等について長時間ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。今後とも適切な予算執行に鋭意努めてまいります。

それでは、職員の人事異動と退職者につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、異動内示につきましては、本日本議会終了後を予定しており、規模的には課長級5名を含む中規模な異動となります。退職者は、年度途中の退職者を含め15名、新規採用職員は9名を予定しております。

続きまして、この3月31日付で退職されます課長を紹介申し上げます。

鈴木貞雄総務課長、藤井睦郎上下水道課長、井出秀成建設課長、以上3名でございます。

鈴木総務課長につきましては41年、藤井上下水道課長につきましては38年、井出建設課長につきましては41年という長きにわたり職員として在職され、その間議員の皆様方におかれましては身に余るご指導とご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。重ねて

厚く御礼を申し上げます。

後ほど本人からごあいさつをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（大黒孝行君） 次に、この3月31日をもって退職をされます総務課長鈴木貞雄君、上下水道課長藤井睦郎君、建設課長井出秀成君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（鈴木貞雄君） 貴重な時間をいただきまして恐縮でございますけれども、退職の前に一言皆様に御礼のごあいさつをしたいと思います。

私は、先ほど市長からご紹介がありましたとおり、市制を施行いたしました昭和46年から今日まで、41年間勤めさせていただきました。ここに無事退職を迎えることができましたことは、大勢の皆様方のご支援とご協力によるものと深く感謝を申し上げるものでございます。

特に、議員の皆様方には議会事務局係長としての3年間、事務局長としての2年間の長きにわたりまして、大変親しくしていただき、また温かいご指導とご鞭撻をいただきながら、議会運営に携わることができたこと、それにつけ加えまして市役所生活最後の3年間は、総務課長ということで、特に下田公園北の問題の件につきまして、皆様方のご理解とご協力のもと解決ができたということで、改めて御礼を申し上げます。

結びになります。皆様方のますますのご健勝とご多幸、そして下田市のさらなる発展を心からご祈念申し上げまして、簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

上下水道課長（藤井睦郎君） 先ほど市長のほうから紹介していただきました、私、昭和49年に入所いたしまして、38年間勤めさせていただきました。この間、多くの先輩の方、また後輩、また議員の皆様本当にいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

課長になって5年、この間環境対策課4年、そして今年上下水道課1年ということで、務めさせていただきましたが、環境対策課の4年間の間、いろいろ一般廃棄物の件、また産廃の件、南豆衛生プラントの件、いろいろございました。沢登議員とは一線を画し、常に平行線のままこの議場で議論をさせていただきました。

またもう一つ思い出すのは、私、平成19年に課長にさせていただきましたけれども、炉の改修の議案、7億円を超える契約議案でございました。特別の臨時議会でもございまして、これ1件について午前と午後に3時間、いろんな質問を受け、またお答えし、炉のことばかりではなくて、いろいろ議員の方々が質問をしてくまして、あのとき私、議長さんがもうちょ

っとコントロールしてやっていただければというようなこともちょっと思ったところがございます。

この1年は、本当に公営企業の会計で勉強しましたが、わからないまま終わってしまうようなところもありまして、また議会の中の質疑で、本当に議員の皆様にご迷惑をかけたところもございまして、本当にこの5年間、また38年間ございますが、皆様に感謝とお礼を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

建設課長(井出秀成君) 建設課長で5年間お世話になりました。

私、事務職であります。建設課の長は技術の職の者が望ましいのではないかという思いを心の片隅にずっと持ちながら務めてまいりました。そんな中、自分としてできることは、市民の前に出ていき、その意見を聞いて、それをどうするかということに努めてきたつもりであります。そのような中、行政の中央にいて議論できたことを非常に充実した5年間であったのかなと感じております。

今後は里山づくりに励みたいと思っております。お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

議長(大黒孝行君) ただいまのごあいさつありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のために多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意をなされまして、ご活躍をくださいますようお願いを申し上げます。長い間本当にありがとうございました。(拍手)

これをもって平成24年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 0時16分閉会